平成２９年（フ）第８号
群馬県前橋市日吉町１丁目１番地７　214号
債務者　櫻井　　幸
1　決定年月日時　平成29年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２３号
群馬県前橋市川曲町333番地１　ハイツグロリア　201号
債務者　西尾　留美（旧姓品川）
1　決定年月日時　平成29年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２０号
群馬県藤岡市藤岡513番地
債務者　亀田　雅好
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第２６号
群馬県高崎市棟高町972番地７
債務者　田中　君代（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第９号
埼玉県秩父市大滝1395番地
債務者　山中　　明
1　決定年月日時　平成29年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２９年（フ）第１６７号
京都府宇治市小倉町西浦15番地　シェラール410号
債務者　増田　幸治
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１７３号
京都府向日市寺戸町七ノ坪150番地　グレース洛西口Ｂ棟205号室
債務者　中村　祐子
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１７７号
京都市北区上賀茂岡本口町20番地
債務者　川口　朝子
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１７８号
京都市山科区大宅中小路町21番地　グランドハイツ澤野井102
債務者　渡邉　重美
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９５４号
堺市東区草尾304番地１（202号）
債務者　橋本　早紀
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９７号
堺市中区福田1137番地１　レオパレス輝101号
債務者　後藤　雄二
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１２６号
大阪府河内長野市長野町６番10―205号
債務者　小山　芳憲
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３号
新潟県上越市東雲町２丁目７番６号
債務者　小林　英子
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第３５５号
奈良県大和郡山市小林町466番地34
債務者　堀渕麻由美
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３９８号
奈良県生駒郡安堵町大字かしの木台２丁目１番地の25
債務者　堀田　宣子
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１号
奈良県天理市二階堂上ノ庄町216番地２、住民票上の住所奈良県北葛城郡広陵町大字平尾557番地１
債務者　瀬戸　美和
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２０号
奈良市大安寺７丁目12番12―201号
債務者　岡田　啓子
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
奈良地方裁判所